

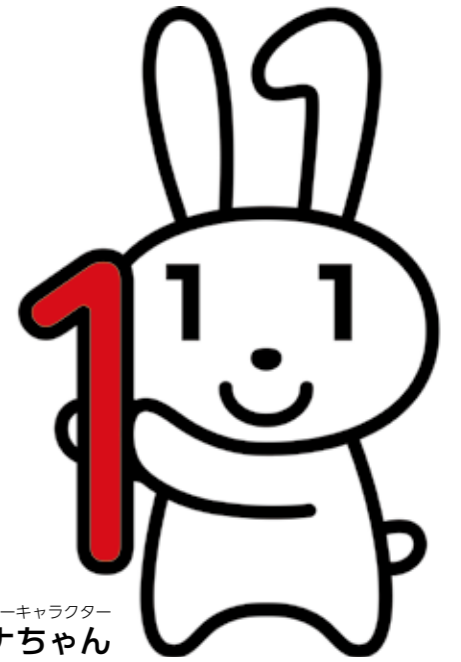
1人に1つの大事な番号

# マイナンバー制度が始まります!

vol.3

平成28年  
1月  
スタート!

8月号からお伝えしているマイナンバー制度。今回は、10月以降送付が始まる通知カードと個人番号カードの申請方法など詳しくお伝えします。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 「通知カード」が届きます

10月以降、住民票がある全ての人に通知カード（紙製）が世帯単位で簡易書留で送付されます。通知カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されています。

おもて



うら

簡易書留が届きますので、受け取り時にはサインが必要です。通知カードが届いた人は、その後の住民票の異動手続き（転入・転出・転居など）、各種申請手続きなどに使います。紛失しないよう大切に保管し、市役所などでの各種手続きの際は必ずお持ちください。もし紛失した場合、再交付には手数料がかかります。

- 封入されているもの
- ▼通知カード・個人番号カード交付申請書
- ▼説明用パンフレット
- ▼個人番号カード申請書の返信封筒

## 個人番号カード

平成28年1月以降、個人番号カードを取得できます。交付を希望する人は、通知カードに同封される交付申請書などで申請します（初回のみ交付手数料無料）。申請は任意で、強制ではありません。

個人番号カードは、ICチップ内蔵のカードで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の顔写真も表示されます。有効期限は、20歳以上の人は発行から10回目の誕生日まで、20歳未満の人は発行から5回目の誕生日までです。

## 個人番号カードのメリット

個人番号カードは、個人番号の確認と、本人確認のときの身分証明書として利用できます。市役所などの窓口では、個人番号カード一つで、個人番号の確認と本人の確認が同時に可能です。国税のe・Taxなどの電子申請も利用できます。本市では個人番号カードを利用し、コンビニで各証明書を取得できるサービスを来年2月に導入予定です。詳しくは次ページに掲載しています。



おもて

うら

## 「コンビニ交付サービス」を始めます

来年2月から、個人番号カードを利用して、コンビニのマルチコピー機で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施予定です。

- 利用できる「コンビニ」  
セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートのマルチコピー機設置店舗
- 取得できる証明書・時間

証明書の種類	利用可能時間
住民票の写し（世帯分・個人分） ※除票は取得できません。	午前6時30分～午後11時 (土)(日)(祝)を含む
印鑑登録証明書	
課税（所得）証明書 所得証明書	
戸籍全部（個人）証明書 ※除籍・改製原戸籍は取得できません。	午前8時30分～午後5時15分 (土)(日)(祝)を除く
戸籍の附票の写し ※除票は取得できません。	

※年末年始（12月29日～1月3日）、システムメンテナンス日を除く。

## 個人番号カードが必要です

コンビニ交付サービスには個人番号カードが必要です。本サービスを利用したい人は個人番号カードの申請をお願いします。

## 印鑑登録カードの切り替えのお願い

合併前の旧市町村発行の印鑑登録カードから、合併後の印鑑登録カード（ピンク色のカード）へ切り替えていない人は、コンビニ交付サービス（印鑑登録証明書）ができませんので、切り替えをお願いします。

## 問い合わせ先

市民課  
☎0968(25)7211

## 制度に関する問い合わせ先

■コールセンター  
☎0570(20)0178（日本語）  
☎0570(20)0291（外国語）  
午前9時30分～午後5時30分  
※(土)(祝)・年末年始を除く。

来年1月の個人番号カード交付開始当初は、申し込みが集中することで交付までに時間がかかることが予想されます。個人番号カードを申請しても平成28年の確定申告期間に間に合わないおそれがありますので、電子証明書の有効期限を確認し、必要に応じて更新手続きを行ってください。

## 電子証明書の有効期限をお確かめください

来年1月の個人番号カード交付開始当初は、申し込みが集中することで交付までに時間がかかることが予想されます。個人番号カードを申請しても平成28年の確定申告期間に間に合わないおそれがありますので、電子証明書の有効期限を確認し、必要に応じて更新手続きを行ってください。

## 住民基本台帳カード電子証明書の交付を終了します

個人番号カードの交付に伴い、住民基本台帳カードの発行と電子証明書の発行を終了します。

## ■交付終了期日

- ▼住民基本台帳カード  
12月28日(月)まで
- ▼電子証明書  
12月22日(火)まで

ただし、すでに発行された住民基本台帳カード・電子証明書は、有効期限内は引き続き有効です。住民基本台帳カードと個人番号カードを両方持つことはできませんので、個人番号カードの交付時に住民基本台帳カードは回収します。